

2022年3月30日  
関西電力株式会社

高浜発電所1, 2号機 特定重大事故等対処施設  
津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る  
使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱いについて

1. はじめに

高浜発電所1, 2号機 特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）については、新規規制基準に基づく許認可処分を受けているが、原子力規制委員会において2018年12月にインドネシア・スンダ海峡で発生した津波に関して新知見が認定されたことに伴い、津波警報等が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」を波源とする津波への対応に係る許認可申請を行った。

この度設工認審査が終了し認可を頂き、今後は検査フェーズになることから、本件に係る使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱いについて確認をさせていただきたい。

2. 設工認申請の概要

本設工認では、津波警報等が発表されない可能性がある隠岐トラフ海底地すべりを波源とする津波（基準津波3、4）を設計条件に追加し、特重施設の基準津波に対する防護対策として [ ] を使用するとともに、基準津波3、4の第1波を検知して取水路防潮ゲートを閉止する運用を追加している。

なお、津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応について、DB/SA施設側の設工認・使用前確認は既に完了しており、本申請は特重施設に対する申請であるが、 [ ] はない。

また特重施設の基準津波を一定程度超える津波に対する頑健性の確保についても、 [ ]

なお津波防護の運用として、従来から記載されている運用に加え、「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した際に循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用」を特重施設の基本設計方針に追加している。これらの手順は先行するDB/SA施設の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の際に、DB/SA施設の基本設計方針に追加されており、それに伴い保安規定及び社内標準の変更が行われている。特重施設が防護対象に含まれても実施する内容が変わるものではないため、今回の申請に伴う保安規定及び社内標準の変更は不要である。

[ ]  
枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3. 使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱い

上記のとおり、本設工認では設備に対する加工及び運用の追加は行わないものの、基準津波3、4を設計条件に追加したことに伴い、特重の浸水防護施設に係る基本設計方針等を変更したことから、これらの設計に対して使用前事業者検査を実施し適合性を確認する。

一方、使用前確認については、今回の設工認に基づき、実設備に対する加工等は行っておらず、基本設計方針に追記した設計・運用についても過去に実施いただいたDB/SA施設の警報なし津波に係る使用前確認時から変更がないことから、「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」の使用前確認の省略事例である「予備品の共用化、所属替え等、設置及び工事の計画の認可又は届出の手續だけで設備に対して加工等の変更を加えない場合」に該当する。

以上

【別紙】

別紙 1 : 高浜 1 号機 適合性確認対象設備の選定について

別紙 2 : 高浜 2 号機 適合性確認対象設備の選定について

【認可番号】

特重設置工認

# 1

高浜 1 号機 : 平成 3 1 年 4 月 2 5 日付け原規規発第 1904255 号

高浜 2 号機 : 平成 3 1 年 4 月 2 5 日付け原規規発第 1904256 号

# 3

高浜 1 号機 : 令和元年 1 0 月 2 4 日付け原規規発第 1910242 号

高浜 2 号機 : 令和元年 1 0 月 2 4 日付け原規規発第 1910243 号

# 4

高浜 1 号機 : 令和 2 年 2 月 2 0 日付け原規規発第 2002201 号

高浜 2 号機 : 令和 2 年 2 月 2 0 日付け原規規発第 2002202 号

DB / SA 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

高浜 1 号機 : 令和 3 年 2 月 8 日付け原規規発第 2102081 号

高浜 2 号機 : 令和 3 年 2 月 8 日付け原規規発第 2102082 号

特重 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

# 1

高浜 1 号機 : 令和 4 年 3 月 2 4 日付け原規規発第 2203245 号

高浜 2 号機 : 令和 4 年 3 月 2 4 日付け原規規発第 2203246 号

# 3

高浜 1 号機 : 令和 4 年 3 月 2 4 日付け原規規発第 2203247 号

高浜 2 号機 : 令和 4 年 3 月 2 4 日付け原規規発第 2203248 号

# 4

高浜 1 号機 : 令和 4 年 3 月 2 4 日付け原規規発第 2203249 号

高浜 2 号機 : 令和 4 年 3 月 2 4 日付け原規規発第 22032410 号

(参考)

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

第十七条 (使用前確認を要しない場合)

法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

(一 ～ 三 省略)

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで 사용할ことができる旨を指示した場合

使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド

4.3 使用前確認の省略指示

規則第17条第4号の規定においては、発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により支障がないと認められ、使用前確認を受けないで設備を使用することができる場合について規定している。「設置の場所の状況又は工事の内容により支障がない」とは、一例として以下の事項等が該当する。

- (1) 既設のほかの発電用原子炉施設に影響を与えない設備の撤去の工事
- (2) 予備品の共用化、所属替え等、設置及び工事の計画の認可又は届出の手續だけで設備に対して加工等の変更を加えない場合

設計及び工事の計画の認可又は届出がなされた際に、当該工事をしようとする者に設置の場所の状況又は工事の内容を確認し、支障がないと認められる場合には、規則第17条第4号の規定に基づき、当該工事をしようとする者に対して、当該認可日又は届出の工事開始の制限期間が明ける日以降速やかに、法第43条の3の11第3項に規定する使用前確認を受けないで 사용할ことができる旨の指示を添付-2に示す様式3により行うこととする。

高浜 1 号機 適合性確認対象設備の選定について  
(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応)

1. 概要

本資料は、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る高浜 1 号機の設工認申請における適合性確認対象設備選定結果について説明するものである。

2. 適合性確認対象設備の選定について

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に伴い、特重施設の津波防護に用いる設備及び [ ] を適合性確認対象設備として選定した。選定結果を表に示す。

なお、特重施設について、本設工認に伴う工事はない。

また、特重施設の津波防護に用いる設備は [ ] であり、津波防護の対象として [ ] [ ] であること、基準津波を一定程度超える津波の [ ] が確保できることから、本設工認に伴う工事はない。

【高浜 1 号機 適合性確認対象設備の選定結果】

施設区分／設備区分／機器区分			名称
原子炉の附属施設 浸水防護施設 その他発電用	外郭浸水 防護設備	—	
	技術基準要求設備 (要目表として記載) 要求のない設備		
			D B

以 上

高浜2号機 適合性確認対象設備の選定について  
(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応)

1. 概要

本資料は、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る高浜1号機の設工認申請における適合性確認対象設備選定結果について説明するものである。

2. 適合性確認対象設備の選定について

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に伴い、特重施設の津波防護に用いる設備及び[ ]を適合性確認対象設備として選定した。選定結果を表に示す。

なお、特重施設について、本設工認に伴う工事はない。

また、特重施設の津波防護に用いる設備は[ ]であり、津波防護の対象として[ ]  
[ ]であること、基準津波を一定程度超える津波の[ ]が確保できることから、  
本設工認に伴う工事はない。

【高浜2号機 適合性確認対象設備の選定結果】

施設区分／設備区分／機器区分	名称					
浸水防護施設 原子炉の附属施設 その他発電用	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 607 371 752">           外郭浸水            防護設備         </td> <td data-bbox="371 607 499 752">           —         </td> <td data-bbox="499 607 555 1048" rowspan="2">           D            B         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="247 752 499 1048">           要求のない設備            (要目表として記載            技術基準要求設備)         </td> </tr> </table>	外郭浸水 防護設備	—	D B	要求のない設備 (要目表として記載 技術基準要求設備)	
外郭浸水 防護設備	—	D B				
要求のない設備 (要目表として記載 技術基準要求設備)						

以上